

新型コロナウイルス感染症への機動的対応に関する緊急要望

京都府内の新型コロナウイルス新規陽性者数は連日 100 人を超える日が続き、新型コロナウイルス感染症は急激に感染拡大しており、医療現場が逼迫する非常に厳しい状況が続いている。これ以上の感染拡大を防止するため、大阪府、兵庫県と連携して、緊急事態措置を講じており、府民や事業者の皆様に対して、外出の自粛や営業時間の短縮（以下、「時短営業」という。）等を要請しているところである。

既に、京都府では、緊急事態措置の実施前から、独自に時短営業を要請し、要請に協力いただいた事業者の皆様へ協力金を支給しているが、協力金の支給は、国から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金「協力要請推進枠」により、8割を上限として財源措置がされるとはいえ、京都府においても更なる財政負担を余儀なくされている状況にある。

については、財政状況が逼迫する中、京都府独自の支援策が講じられるよう、第2次補正予算で計上された「新型コロナウイルス感染症対策予備費」の活用を含めた機動的な対応について、下記のとおり緊急に要望する。

記

<重点要望>

- 協力金の支給に伴い生じる2割の地方負担分についても財源措置することを含め、各地域の厳しい実情に応じた経済社会対策を迅速・的確にかつ次年度以降も切れ目なく実施するために必要不可欠な新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（地方単独事業分）の増額を行うとともに、次年度においても財源を確保すること
また、協力金については、持続化給付金と同様に、中小企業や個人事業主など事業所の規模に応じて、支給金額が分けられるような、新たな仕組みを設けること
- 事業者の事業継続や雇用維持を図るため、持続化給付金及び家賃支援給付金を再給付すること
- 雇用調整助成金については、新型コロナウイルス感染症の収束が見込まれるまでは、現行の特例措置等の内容を維持しつつ、更なる特例措置期間の延長を図るとともに、早急に対応方針を示すこと。また、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金についても、併せて対象期間の延長を図ること

＜中小企業の事業継続に関する支援＞

- 緊急事態宣言の発令により、観光産業は、G o t o トラベル事業の一斉停止による観光客の減少等や、飲食業は時短要請による収入減に苦しんでいる。また、伝統産業は、コロナ禍における着物の外出機会の減少による売上減により、事業者の廃業等が強く懸念されている。例えば、観光産業ではインバウンド回復は当面見込めず、深刻な打撃をうけている産業の復興には時間がかかることから、この難局を乗り切るため、京都府では、観光産業・伝統産業・食関連産業の企業グループに対する支援を検討しているところである。ついては、こうした都道府県独自の取組を、複数年にわたり支援する制度の創設を検討すること

- 緊急事態宣言に伴い飲食店の時短営業等の影響を受けた事業者を支援する「売上の減少した中小事業者に対する一時金」については、売上高の減収要件（本年1月または2月の売上高が対前年対比▲50%以上減少）を緩和するとともに、速やかに事業者に支給すること。
また、一時金の運用に当たっては、時短営業等が飲食業のほか多くの産業に影響が及ぶことから、地域経済の実情に応じ、幅広い事業者に支援が行き届くよう配慮すること

- 中小企業等の資金繰りを支えるため、令和3年3月31日までとなっている実質無利子・無担保融資の取扱期間を日本政策金融公庫の制度と同様に、令和3年前半まで延長すること

＜雇用創出のための基金制度の創設＞

- 地方の雇用不安を払拭するため、仕事づくり（緊急雇用創出）事業が実施できるよう、失業者への臨時的な仕事の提供に加えて、雇用維持のための仕事づくりや雇成型訓練による正規雇用への転換支援など、都道府県独自の支援策も対象とした上で、年度をまたいで柔軟に運用でき、かつリーマンショック時を上回る規模の基金制度を創設すること

＜労働移動等に関する支援＞

- コロナ禍の影響を受けている業種とそれ以外の業種との労働需給ミスマッチ解消や新たな地域ニーズを踏まえた産業振興や雇用の確保・創出を図ることにより、労働移動や業種・業態転換等を総合的に推進する京都府の取組について、地域活性化雇用創造プロジェクト（地域雇用再生コース）において採択すること
また、上記プロジェクトの対象事業に、雇成型訓練をはじめ都道府県独自の取組を対象とするなど柔軟な対応をとること

<産業雇用安定助成金（仮称）の創設等>

- 雇用の維持・確保を図るため、出向による新たな分野への円滑な労働移動を支援する出向元・出向先事業主への一体的な助成制度（産業雇用安定助成金（仮称））の創設に当たっては、助成率や上限額、高齢従業員や障がいのある従業員など弱い立場の者への配慮なども含めて、地方の意見を十分に踏まえた制度を構築すること。

また、出向のみならず、円滑かつ段階的な労働移動に繋がる手段としての兼業や副業によるマッチングを促進する都道府県独自の取組についても、財政的な支援を行うこと

<女性の割合が高い非正規雇用労働者等への支援拡充>

- 新型コロナウイルス感染症の雇用への影響が、非正規雇用労働者や派遣労働者など立場が不安定な労働者、とりわけ女性の割合が高い非正規雇用労働者に大きくでていることから、やむなく離職された女性、子育て中やひとり親の方、高齢者、障がい者などへの速やかな再就職や職業訓練などの支援と、誰もが安心して働くことができる就労環境整備やセーフティネットの拡充を図ること

<海外ビジネスに関する支援>

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、京都企業の海外ビジネスの機会が喪失していることから、JETROでは海外とのオンライン商談会等に係る支援を実施している。JETROをはじめとする支援機関への更なるサポート体制を強化すること。

また、新型コロナウイルス感染症の収束が見込まれた段階で、早期にビジネス海外渡航が再開されるよう、関係国と交渉すること

令和3年1月27日

京都府知事 西脇 隆俊